

市民課からのお知らせ

【各種届け出はお早めに！】

住民基本台帳の正確性を確保するため、転入・転居・国外転出・世帯変更などの届け出の期間は14日以内と定められています。引越しなどで住所が変わったり、世帯の変更が生じたときは、変更があった日から14日以内に届け出を。届け出が遅れて期間を経過した場合は、住民基本台帳法に基づき「期間経過理由書」を記載して、簡易裁判所に通知することとなります。正当な理由なく遅延した場合は、5万円以下の過料に処せられることがありますので、届け出は早めにお願ひします。詳しくは市民課☎(740)1165へ。

【「外国人登録証明書」の切り替え申請】

24年7月9日の入管法の改正に伴い、現在「外国人登録証明書」を一定の期間、「在留カード」または「特別永住者証明書」と見なしています。

特別永住者は、外国人登録証明書に記載の次回確認(切替)申請期間(以下確認期間)までに市役所で特別永住者証明書への切り替えが必要です。確認期間が27年7月8日までに来る人は、この期間までに切り替えてください。なお、特別永住者証を常時携帯する必要はなくなりました。

永住者は確認期間に関係なく27年7月8日までに、永住者で16歳未満の人は27年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日までに、入国管理局で在留カードへの切り替え申請をしてください。なお、特別永住者および永住者以外の人は、在留資格の変更や在留期間の更新などの許可を受けたときに在留カードが交付されます。

【旧登録原票の写しの開示請求】

市で保管されていた「外国人登録原票」は法務省に回収され、「外国人登録原票記載事項証明書」などは発行していません。24年7月9日以前の変更事項(前住所の記載や続柄の変更など)は住民票に記載されていません。このため、市では返還した登録原票の写しを一定の期間保管し、本人からの個人情報開示請求により、開示決定通知書と旧登録原票の写しに基づく履歴情報回答書を交付しています。詳しくは市民課☎(740)1165へ。



住民基本台帳の閲覧状況を公表します

住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表します。

25年4月1日から26年3月31日までの閲覧状況を7月1日(火)から31日(木)まで(土・日曜日、祝日を除く)、市役所1階の市民課と各行政センター、市ホームページで公表します。詳しくは市民課☎(740)1166へ。

夏の交通事故防止運動

7月15日(火)から24日(木)まで、「夏の交通事故防止運動」が展開されます。一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故を防止しましょう。詳しくは道路管理課☎(740)1184へ。

臨時福祉給付金など申請書を送ります

4月からの消費税率8%への引き上げに伴い、所得の低い人や子育て世帯への負担を緩和するため、臨時的措置として「臨時福祉給付金」または「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。対象と思われる人へ7月初旬に申請書を送付します。必要事項を書き、返送してください。申請期間は7月1日(火)から10月1日(木)まで。7月1日から18日(金)までは市役所1階市民ギャラリーでも申請受け付けを行います。対象と思われる人で申請書が届かない場合など、詳しくは臨時福祉給付金等専用ダイヤル☎0120(926)811へ。

【臨時福祉給付金】

対象者=26年度の市民税(均等割)がかからない人(市民税(均等割)が課税されている人に扶養されている場合や、生活保護受給者は除く)▷支給額=1人につき1万円(老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当の受給者などは5,000円加算)

【子育て世帯臨時特例給付金】

対象者=26年1月分の児童手当・特例給付を受給し、かつ25年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満の人▷対象児童=26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童(臨時福祉給付金の対象となる児童や生活保護受給者となっている児童は除く)▷支給額=対象児童1人につき1万円

障がいを持つ外国人などに特別給付金を支給

「川西市外国人等障害者特別給付金」と「川西市外国人等高齢者特別給付金」を支給します。いずれの給付金についても所得制限などがあり、支給額は支給月により変動する可能性があります。まだ受給していない人は申請を。詳しくは次の通り。

【外国人等障害者特別給付金】

対象=障害基礎年金を受けていない人などのうち、①昭和57年1月1日より前に20歳だった外国籍の人で、すでに障がいが発生していた人②昭和61年4月1日より前の海外滞在中に障がいの初診日がある日本人③のいずれかに該当する市民▷支給額=重度の人(1・2級の身体障害者手帳かA判定の療育手帳、1級の精神障害者保健福祉手帳所持者)が月7万6,050円、中度の人(3級の身体障害者手帳かB1判定の療育手帳、2級の精神障害者保健福祉手帳所持者)が月3万2,200円▷問合せ=障害福祉課☎(740)1178へ

【外国人等高齢者特別給付金】

対象=大正15年4月1日以前に生まれた人で、①昭和57年1月1日現在、外国人登録をしている人②昭和57年1月1日より前に外国人登録をしていた期間があり、昭和36年4月1日以降に日本国籍を取得した人③日本国籍を持ち、長期間海外に滞在し、昭和36年4月1日以降に帰国した人④のいずれかに該当する市民▷支給額=月3万2,895円▷問合せ=長寿・介護保険課☎(740)1174へ

川西の桜写真展 2014 開催

NPO法人「川西再発見」が募集していた市木サクラの写真50点を展示します。

7月28日(月)、8月1日(金)~11日(月)・アステ市民プラザ6階アステギャラリー、9月2日(火)~16日(火)・イオンモール猪名川。いずれも午前10時~午後6時。詳しくは文化・観光・スポーツ課☎(740)1161へ。



まちづくり出前講座の利用を

市では、行政に関する仕組みや制度、事業内容などを説明するまちづくり出前講座「行政編」と、市民が講師となり福祉、健康、歴史などまちづくりに関する講座を実施するまちづくり出前講座「市民編」を実施しています。

パンフレットは市役所4階の地域分権推進課、各公民館、図書館、パレットかわにしなどに設置(市ホームページにも掲載)しています。市内に在住・在勤・在学のおおむね10人以上の団体・グループであれば開催できます。子ども向けや親子で受講できる講座なども設けていますので、ぜひご利用ください。詳しくは地域分権推進課☎(740)1600へ。



市長の資産などを公開します

「川西市長の資産等の公開に関する条例」に基づき作成された「資産等補充報告書」(25年に新たに所有した資産など)、「所得等報告書」(25年分)、「関連会社等報告書」(26年4月1日現在、報酬を得て会社、法人の役員に就くもの)を公開。各報告書は7月1日(火)から市役所2階の市政情報コーナーで閲覧できます。詳しくは秘書課☎(740)1103へ。

納期限は7月31日(木)です

- 固定資産税・都市計画税〈第2期〉
課税問合せ:資産税課☎(740)1133
- 国民健康保険税〈第1期〉
- 後期高齢者医療保険料〈第1期〉
- 介護保険料〈第1期〉

納付は安心便利な口座振替で。市内の指定金融機関へ申し込んでください。詳しくは市税収納課☎(740)1134、保険収納課☎(740)1177、長寿・介護保険課☎(740)1148へ。

7月27日に市税と保険税(料)、保育料・育成料の休日納付相談窓口を開きます

7月27日(日)午前9時半から午後4時まで、市役所1階の保険収納課☎(740)1177と長寿・介護保険課☎(740)1148、同2階の市税収納課☎(740)1134と児童保育課☎(740)1175で。